マイナンバーカード　利用のご案内

１　マイナンバーカードの利用と取扱い

①　マイナンバーカードは、社会保障分野や税分野などのマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、国や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類としてご利用いただけます。

②　マイナンバーカードは、①以外にも顔写真付きの身分証明書としても広くご活用できます。
その際、マイナンバーカードのおもて面は、マイナンバーカードの所有者が同意する場合には、だれでもコピーすることが可能です。
一方、うら面に記載されているマイナンバーは、①の場合に限りコピーが許されていることにご留意ください。

③　マイナンバーカードのＩＣチップに搭載される電子証明書などの活用により、行政手続きのオンライン申請や、市区町村によっては、コンビニエンスストアなどで住民票の写しなど公的な証明書の取得などが可能となります。

越前町では、コンビニ交付サービスを利用して証明書を取得できます。詳しくは、別紙『コンビニ交付サービス利用のご案内』をご覧ください。越前町以外に住民票や本籍がある場合は、該当の市区町村にご確認ください。

２　マイナンバーカードの管理と暗証番号の取扱い

①　マイナンバーカードは、紛失・盗難などのないように大切に取り扱ってください。

②　マイナンバーカードに設定した暗証番号は、他人に知られないようにご注意ください。
窓口で交付した「設定暗証番号記載票」を大切に保管してください。
暗証番号を忘れた場合は、住民票のある市区町村の窓口で本人確認を行ったうえで、再度設定していただく方法や、スマートフォンに専用アプリをダウンロードし、コンビニ等に設置されたマルチコピー機で手続きする方法があります。

※顔認証マイナンバーカードを取得した場合、上記にある暗証番号が設定されていないため、コンビニ交付等のオンラインサービスが利用できません。

３　引越しなどに伴うマイナンバーカードの券面情報（住所・氏名など）の変更

引越しや婚姻などでマイナンバーカードに記載された住所や氏名などが変更となった場合、転入（転居）届、婚姻届の提出にあわせて、マイナンバーカードを住民票のある市区町村（転入の場合は、新住所地の市区町村）の窓口にお持ちください。新たな内容を追記欄に記載します。

４　マイナンバーカードの有効期間

・１８歳以上の方：発行日後１０回目の誕生日まで。
・１８歳未満の方：発行日後　５回目の誕生日まで。
・外国人の方　　：在留期間の満了日まで。（高度専門職第２号、永住者、特別永住者を除く）

※有効期間満了の３か月前から、住民票のある市区町村窓口でマイナンバーカードの更新手続きが可能です。有効期間内にお手続きください。

５　マイナンバーカードの紛失など

①　マイナンバーカードを紛失した場合は、すぐに次の電話番号に連絡（２４時間３６５日対応）してください。マイナンバーカード機能の一時停止ができます。

◆マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）　０１２０－９５－０１７８　または

◆個人番号カードコールセンター（有料）　０５７０－７８３－５７８

（繋がらない場合は、０５０－３８１８－１２５０）

あわせて、住民票のある市区町村の窓口で**『紛失届』**を提出してください。

特に、自宅外での紛失や盗難の場合は、警察署へ届け出てください。その際に発行される『遺失物届の受理番号』を紛失届にご記入いただきます。

※マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除ができます。（新しいカードができあがっている場合は、新しいカードをお受け取りください。）

②　カードを焼失した場合は、消防署などから出される『り災届』をお持ちください。また、カードが著しく損傷した場合は、現物を窓口にお持ちください。

６　マイナンバーカードの再交付

住民票のある市区町村の窓口に紛失届を提出する際、本人が来庁いただければ、同時にカードの再交付申請ができます。再交付の理由によっては、手数料がかかる場合があります。

紛失や盗難、焼失、損傷等による再発行の場合は、
再交付手数料　８００円　と　電子証明書交付手数料　２００円　の
合計１，０００円がかかります。
※特急発行を利用する場合は　合計２，０００円
（カード再交付：1,800 円　＋　電子証明書：200 円）

７　その他

以上のほか、マイナンバーとマイナンバーカードに関する情報は、以下のウェブサイトでご提供しています。

◆総務省　マイナンバー制度とマイナンバーカード
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

◆地方公共団体情報システム機構　個人番号カード総合サイト
https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html

◆マイナンバー制度　公式 YouTube 動画チャンネル
https://www.youtube.com/channel/UCJ0DNrmnad3InZ_N1L5wiCg/featured?disable_polymer=1

情報は、随時更新されていますので、一度ご覧ください。